

平成30年第1回蓬田村議会定例会会議録（第3号）

開 会 平成30年3月6日

閉 会 平成30年3月9日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第3日（3月9日）

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	3番	森 弘 美 君
4番	柿 崎 裕 二 君	5番	坂 本 豊 君
6番	吉 田 勉 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	坂 本 勲 君
住 民 課 長	大 川 誠 治 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	三 上 あ け み 君
産 業 振 興 課 長	佐 藤 一 仁 君
建 設 課 長	木 村 伸 一 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	中 川 悟 君
---------	---------

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3 番 森 弘 美 君

4 番 柿 崎 裕 二 君

議事日程（第3号）

- 第 1 議案第 6 号 平成29年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）案
- 第 2 議案第 7 号 平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案
- 第 3 議案第 8 号 平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案
- 第 4 議案第 9 号 平成29年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案
- 第 5 議案第10号 平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）案
- 第 6 議案第11号 平成30年度蓬田村一般会計予算案
- 第 7 議案第12号 平成30年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案
- 第 8 議案第13号 平成30年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案
- 第 9 議案第14号 平成30年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案
- 第10 議案第15号 平成30年度蓬田村介護保険特別会計予算案
- 第11 議案第16号 平成30年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案
- 第12 議案第17号 平成30年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案
- 第13 議案第18号 蓬田村副村長の選任につき同意を求めることについて
- 第14 発議案第1号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書案
- 第15 発議案第2号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書案
- 第16 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

午前9時39分 開議

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第6号 平成29年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）案

○議長（藤田修一君） 日程第1、議案第6号平成29年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第6号、平成29年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）。

平成29年度蓬田村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,061万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,922万8,000円とするものであります。

それでは、総務課関係の予算の説明をいたします。

7ページをお開きください。

歳入です。

9款1項1目地方交付税6,565万1,000円を増額計上しているところでございます。

次の8ページをお開き願います。

17款2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金5,450万円の減額。3目公共用施設整備基金繰入金で700万円の減額を計上してございます。

20款1項3目消防債1節蓬田村防災無線デジタル化事業債1,500万円を減額してございます。これは、平成30年度に新デジタル方式の無線を整備するため、本年度予定しておりました今までのアナログから無線の切りかえのデジタル化の事業を休止したため減額してございます。

続いて、歳出です。

9ページをお願いいたします。

2款1項13目財政調整基金費25節積立金、蓬田村財政調整基金積立金として1,420万円を計上してございます。

その下の、2款4項選挙費でありますけれども、11ページまでお開きください。各選挙事務事業の確定により、総額で73万5,000円を減額してございます。

続いて、14ページをお開きください。

9款1項1目非常備消防費の7賃金、大倉岳避難小屋解体人夫賃金14万円、それからその下の14節使用料及び賃借料で大倉岳避難小屋解体機械買い上げ料2万6,000円の減額。これは夏に風で被害を受けた避難小屋を解体するという予定でありましたが、秋に大倉山好会の会員の皆様が、修繕はできるということで、当面修繕をした形で運用をするということで修繕をしたため、解体の費用を減額したものであります。

次に、15ページをお開きください。

9款1項2目消防施設費の13委託料でありますけれども、予算の組みかえをしてございます。無線のデジタルの施工管理業務委託料を減額して、新しい無線の調査設計業務委託料に予算の組みかえをしたものであります。それから、その下の15節工事請負費、防災無線デジタル子局化工事費1,504万7,000円を減額してございます。これは平成30年度の当初予算の説明にもありましたけれども、無線の方式を切りかえるため、本年度予定しておりました個局の工事を取りやめして減額したものであります。

総務課は以上であります。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 健康福祉課関係の項目について説明させていただきます。歳出です。

11ページをお願いします。

中段、3款1項1目20節扶助費、日常生活用具給付費20万円を計上しております。

3款1項5目20節扶助費、自立支援給付費80万円を計上しております。どちらの扶助費も、年度末までに支払いが見込まれる金額の不足分を計上いたしました。国費が2分の1、県費4分の1の補助率であります。

次の7目23節償還金利子及び割引料、過年度分臨時福祉給付金補助金返還金221万8,000円を計上しております。我が村では平成28年度で臨時福祉給付金事業は終了しておりますが、清算により返還金が生じたため計上いたしました。

次のページをお願いします。

4款1項9目13節委託料、特定建築物等定期調査委託料9万8,000円の減額をしております。これは、本年度の特定建築物等定期調査、資料提出を求められた際ふれあいセンター改修工事中であったため委託料が発生しなかったため、不用額を計上いたしました。

その下です。自動火災警報設備改修工事設計業務委託料17万9,000円を計上しております。関連で、15節工事請負費、自動火災警報設備改修工事費20万6,000円を計上しております。これは、ふれあいセンターのトイレ7カ所に自動火災警報器を設置するための設計業務委託料と工事費です。これはトイレに暖房便座を取りつけしましたが、消防法上では古い建物なので法にはふれないとのことですが、公共の建物なので取りつけた方が望ましいと消防本部より指導があり、設置するものであります。

次に、戻りまして、13節委託料です。ふれあいセンター改修工事設計管理業務委託料54万5,000円の減額をしております。関連で、15節工事請負費、ふれあいセンター改修工事費629万7,000円の減額。ふれあいセンター配管等改修工事費47万1,000円の減額をしております。ともに工事終了に伴い不用額を計上したものであります。

次に、18節備品購入費。よもぎ温泉源泉ポンプ購入費42万8,000円の減額をしております。入札減に伴い不用額を計上したものであります。

以上です。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 産業振興課関係の予算を説明します。

歳入、7ページをお開き願います。

14款県支出金2項4目農林水産関係です。1,345万円の減額です。内訳としまして、農業人材協力課総合支援事業補助金225万円の減額です。これは、新規就農者への余りの分で事業終了に伴っての減額です。歳出、13ページも同じ額を計上しています。

続きまして、その下の経営体育成支援事業補助金788万1,000円の減額です。これは県補助率3分の1です。県に事業を採択しましたが、県基準に満たなかったため減額をするものです。歳出の12ページも同額を計上しています。

その下の機構集積協力金交付金事業費補助金285万円の減額です。これは、中間管理機構を通しての補助申請がなかったため減額するものです。歳出12ページの下欄にも同額計上しています。

その下の中山間地農業ルネッサンス事業推進交付金46万9,000円の減額です。これは、県補助率10分の10です。タマネギ栽培の除草軽減事業や、県との県外研修で事業終了したものです。

続きまして、歳出の12ページをお開き願います。

6款1項3目7節の有害鳥獣対策賃金です。これは単費です。25万円の減額です。3

月末を見越しての減額になります。

続きまして、次のページの13ページをお開き願います。

6款3項1目13節委託費120万円です。内訳として、水質及び土壌調査委託料20万円と、堆肥化処理施設指定管理を100万円、これは漁協に支出する予定でしたけれども、ありませんでしたので120万円の減額です。

その下の23節償還金利子及び割引料38万円の減額です。これは、平成29年4月に会計検査があつて指摘された85万7,142円分の返還分があり、その残額の減額38万円です。

以上です。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） それでは、建設関係の主なものについて説明をいたします。

歳出9ページをお開きください。

中段になります。2款1項12目戸建住宅管理料12役務費1万8,000円。これは火災保険料になりますが、今まで前年度分を新年度で支払いをしてきた経緯がございます。これを今年度より是正するため追加計上するものでございます。

12ページをお開きください。

下段から2行目、6款1項5目19節負担金補助及び交付金。内訳は県営長科上地区ため池等整備事業負担金です。これは、事業費2,000万円が県に追加配分されたため、村の負担分を12%として240万円を計上してございます。なお、今年度の予定の事業には変更はございません。

14ページをお開きください。中段8款2項1目13節委託料537万3,000円の減額です。内訳として道路台帳整備委託料80万円、橋梁補修工事設計業務委託料49万円。村道7-3-2号線測量設計業務委託408万3,000円の減額と、いずれも額が確定したので減額するものです。

その下、15節工事請負費55万1,000円。場所は阿弥陀川小学校通りの舗装補修工事になりますが、当初見込んでいたコースが変更になったため工事費が増額となり、追加計上しております。なお、これは予算の組みかえとなります。追加の分も社会資本総合整備交付金の対象になります。

その下、19節負担金補助予備交付金、融雪施設管理運営費補助金26万5,000円。これは平成28年度で補助金が終了した地区より再度補助金要望があり、審議委員会の了解を得られたので追加計上するものです。

以上であります。

○議長（藤田修一君） 教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） 教育委員会の関係、主なものについてご説明いたします。

15ページをお開きください。

10款2項1目の学校管理費、小学校費ですが、11節の需用費、燃料費55万2,000円と、その下、10款3項中学校費の1目学校管理費、11節需用費の燃料費57万4,000円、こちらは燃料の高騰により増額ということで予算計上しております。

その下、15節工事請負費31万5,000円。こちらは追加で予算計上しております。理由といたしましては、当初の計画では体育館の照明器具、バスケットゴールネットなどの落下物防止対策として固定するとしていましたが、その後県の担当課と協議をいたしまして、窓ガラスの飛散防止フィルムの設置などの提案がありました。国からの交付金枠が確定しまして追加工事が可能になったことから増額することといたしました。

一番下です。10款5項3目の15節工事請負費701万9,000円、こちらは工事等の終了したことによる減額となっております。

次のページ、16ページをお開きください。

10款6項1目の14節使用料及び賃借料17万4,000円を減額しております。こちらも事業の終了により予算を計上したものです。

以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 15ページ、消防施設費、新デジタル防災行政無線調査設計業務委託料66万4,000円、これについてお伺いいたします。

予算委員会のときも聞いたわけですが、総務課長は2億円ぐらいの工事事業に対して、議員に対して1枚の資料も出さないで口頭でこの事業のことを説明しているわけですので、私たち議員としては物足りないわけです。どういう施設になるのか、また今までのデジタル行政無線と新デジタル行政無線の違いもわからないし、ましてや今行っていた1,500万円減額をするということもありながら、明確なメリットとか、必ずやらなければならないのかということもまだ判断がつかねるわけです。

そして、もう一つは、戸別受信機の設置に関しては、前から私は話をしていましたけれども、これだけの金額をかけるのであれば、新しい新デジタル行政無線でなくても、今行っているデジタル行政無線でも戸別受信機を設置することはできるわけですね。

だから、その辺の、このぐらいの大金をかけるのであれば、そちらのほうにも予算が回せるのではないかという考えもあるわけです。

総務課長は受信機を各家庭が持つと待機電力がかかるという話もしましたが、果たしてその待機電力というのは幾らで何ワットぐらいのものなのか合わせて説明をしていただきたいのと、資料を議員の皆さんにも出していただけないのか、答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 戸別受信機の電気の使用量に関しては、ちょっと今手元の資料を見ているけれどもそこまでのワット数はわかりませんので、調べ次第後ほどお知らせします。

それから、概算費用の見積書がありますので、後ほど皆さんのほうに、コピーをしてお渡しできるものはお渡ししたいと思います。

まず、今までの整備するための部分というのは、まずはアナログからデジタルにかえるということを今までやってきたわけですが、それを、かえるデジタルの方式がまた変わったということで、それをとめて、今新しいほうのデジタルの方式に変えるというのがまず一つの趣旨であります。

それから、今のその新しく導入しようとしていますものに関しては、災害時の拠点で使用できるような形の、例えば多目的情報表示板とか、それから放送設備自体をふるさと総合センターのほうに移しますので、役場のほうからリモートで入る形の装置も一緒についています。それと、もちろん無停電源と、それから昼用の発電機の設備もつけての総合的な事業ということで一応今のところは考えております。

以上であります。

○議長（藤田修一君） 5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） この前の説明でもふるさと総合センターに拠点を移すという話をしていたわけですが、仮に、あそこの場所は夜間は誰もいないということになるんですが、それは誰かが自動で操作をするということになるのか、どういうことなのか。拠点を移すということは、誰もいないところに移す、夜間使えないというふうに考えられますけれども、どういうことなのかもうちょっと詳しく説明してください。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 拠点を移すという言い方ですけども、放送設備自体の親機

をそのままふるさと総合センターのほうに、全て機械を移してしまうと。それで、あそこを本局にするという形になります。それで、あとは電話線を使って、役場のほうでは端末がありますので、端末を導入して、端末側から普段は放送ができると。その端末側の放送できるほかに本局側でも放送ができるようにしておきますので、仮にここの役場自体が使えなくなった状態でも、総合センターのほうでその分本局扱いになっていますので、そこで普通の放送ができると。そういうふうな形で、ふだんはリモートで使うという形を考えております。

以上であります。

○議長（藤田修一君） 5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） これは村長にお聞きしたいんですけども、戸別受信機というのはこの事業でも全く予算が多分入っていないと思いますけれども、将来にわたっても拠点何カ所かに戸別受信機を設置するという話をしていましたけれども、各家庭にやる、そういう見通しというのは全く持っていないと思いますけれども、村長、私は必要だとは思っています。聞こえない、今の住宅は防音というよりも熱を逃がさない構造なので、なかなか放送していても、私の家、古い家でも1階にいるとほとんど聞こえません。ましてや新しい住宅であると、防音措置、断熱効果のせいではほとんど聞こえないというのが実態ではないかと思えます。それを補うために放送の音量を高くすると、設備のある近くは苦情が出るという悪循環になるわけです。一番いいのは、戸別受信機をつけて併設をするというのがいいのではないかと思うわけですが、この当初予算の20億円、22億円の1割を占める2億円ぐらいの工事をやるのに当たって、この戸別受信機をさらにやるとなればまた何千万もかかることになるわけです。あえて今のデジタルのほうに切りかえながらそっちのほうをやったほうがいいのではないかと、私は素人なので単純に考えるわけですが、必ずやらなきゃならないというのが、国や県からの大きな指導があったのか、最後にお聞きします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私も素人なので、細かいそういう技術的なことについてはあまり詳しくはありません。なぜこれに切りかえるかということで、村長査定という形で私も説明を受けました。

今の新デジタル方式というのは、いろいろな形で説明をしておりますけれども、結局国の防災機能、Jアラートというのを新方式に変える、県の防災センターもその方式に

切りかえる。私どもが今新デジタルでなくて現状のデジタル化でいくと、いずれ何年か後にそれをまた切りかえしなきゃいけないという作業が入る。とすれば、今その部分についてやった方が得策だということで、まず私は同意をして、いいでしょうと、上げましょうということにしました。

その中で、メリットの一つとして、戸別受信機をつけられるということで話が出てきたわけで、先ほど議員がおっしゃったように、今の住宅はすごく防音が、防音というか音が聞こえない状態、ガラスでさえも非常にペアガラスだとかいろいろなことを使って聞こえない状態になっています。かつてこの広報無線について調査した段階では、スピーカーの下はすごく、雑音に近いぐらい聞こえる。ところが、極端にいうとちょうどスピーカーとスピーカーの間だと、ハウリングと言うんですか、音が重複して聞こえない。また、ちょっと離れたところは全く聞こえないというようなことで、いろいろと問題を出してきたということになっています。そうすれば、戸別受信機をつけるのが一番いいのでありますけれども、それが欲しい人、要らない人があるだろうということなんです。でも、今のこの方式に切りかえるのに、これらを調整していればこの事業というのが進まないということでもありますので、主に公共施設、あるいは老人福祉施設、それらに対しては今のところ戸別受信機を設置するという形でこれを進めたいということでありまして、個人の住宅についてはこれから要望を聞きながら、設置したい方、あるいは要らないという方、これらの要望を聞きながらこれを対応していきたいというふうに考えております。

したがって新たなお金、財源が必要になるということも考えられますけれども、そのときに補助制度があるのかどうかもまた問題になりますけれども、当面は防災上の観点からこれを進めざるを得ないというふうに判断したというのが実情でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

- 議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。1番小鹿重一君。
- 1番（小鹿重一君） 14ページをお願いします。

土木費の2目19節ですけれども、確認でございますが、負担金補助及び交付金とあって、融雪施設管理運営費補助金26万5,000円、さっきちょっと説明があっただけけれども、従来融雪溝に係る電気量の3分の1、補助をいただいていたわけですけれども、それを引き続き補助していきますということなのか、それが一つ。

それから、新年度の予算にも29万5,000円計上されていますけれども、引き続きこれからも3分の1は補助していきますということでよろしいのかお伺いします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（木村伸一君） まず、融雪溝の補助金の要望については、3年間ということでもまず要望をいただいております。

それで、融雪の補助金につきましては、最初5年補助をするということで約束して設置したところもございしますが、まだやってから5年と日も大分浅いところもございします。住民の方々にも大分工夫されて融雪のお金のほうも捻出されていると思いますが、今後瀬辺地、広瀬地区が平成32年で供用開始ということで、また新たな事業が始まります。それで、そこでまた当然補助ということになっていくんですが、まずそれを設置して、皆さんやってきたとおり5年また補助になると思いますので、一度皆さん同じテーブルに立つことになりますので、その上でまた各自治会と協議をしながら、融雪溝のあり方について、補助について決めていきたいというところで、それまで私は継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第7号 平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案

○議長（藤田修一君） 日程第2、議案第7号平成29年度蓬田村学校給食センター特別会

計補正予算（第2号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（三上あけみ君） 議案第7号平成29年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

平成29年度蓬田村の学校給食センター特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,275万5,000円とするものです。

6ページをお開きください。

歳出になります。

1款1項1目11節需用費、修繕料を1万円追加計上するものです。

以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第8号 平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算
（第4号）案

○議長（藤田修一君） 日程第3、議案第8号平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 議案第8号、平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予

算（第4号）。

平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

既定の予算歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ768万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億5,380万7,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、滞納繰り越し分50万円を計上しております。

7款1項共同事業交付金1目1節高額医療費共同事業交付金200万円。2目1節保険財政協働安定化事業交付金500万円を計上しております。

次のページをお開きください。

歳出になります。

2款1項1目19節一般被保険者療養給付費500万円。2款2項1目19節一般被保険者高額療養費200万円を計上しております。これは、予算不足が見込まれるため増額補正をするものです。

説明は以上になります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

号) 案

○議長（藤田修一君） 日程第4、議案第9号平成29年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 議案第9号、平成29年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）。

平成29年度蓬田村の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ603万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,087万7,000円とするものであります。

5ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

1款1項介護保険料132万2,000円を減額。

3款1項国庫負担金120万円を減額。

3款2項国庫補助金30万円を減額。

4款1項支払基金交付金168万円を減額。

5款1項県負担金74万9,000円を減額しております。

次のページをお開きください。

6款1項一般会計繰入金78万3,000円を減額しております。

7ページをお開きください。

歳出の主なものについてご説明します。

1款1項1目11節消耗品費26万6,000円を計上しております。これは、介護保険制度改正に伴うパンフレットの費用になります。

1款3項介護認定審査会費30万円を減額。

2款1項3目19節認知症対応型共同生活介護サービス給付費270万円、2款1項9目19節居宅介護サービス計画給付費負担金30万円をそれぞれ増額しておりますが、不足額が見込まれるため計上しております。

次のページをお開きください。

2款2項1目19節介護予防サービス給付費900万円を減額しております。

説明は以上になります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第10号 平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）案

○議長（藤田修一君） 日程第5、議案第10号平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（大川誠治君） 議案第10号、平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）。

平成29年度蓬田村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,139万7,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。

歳入になります。

5款2項償還金及び還付加算金13万8,000円を増額。

次のページをお開きください。

歳出になります。

3款2項償還金及び還付加算金13万8,000円を計上しております。

説明は以上になります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第11号 平成30年度蓬田村一般会計予算案

日程第 7 議案第12号 平成30年度蓬田村学校給食センター特別会計予算案

日程第 8 議案第13号 平成30年度蓬田村国民健康保険特別会計予算案

日程第 9 議案第14号 平成30年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算案

日程第10 議案第15号 平成30年度蓬田村介護保険特別会計予算案

日程第11 議案第16号 平成30年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算案

日程第12 議案第17号 平成30年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案

○議長（藤田修一君） 日程第6、議案第11号平成30年度蓬田村一般会計予算案から日程第12、議案第17号平成30年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算案までの7案を一括議題といたします。

この7案については、議員全員をもって構成する予算特別委員会に付託して審査されましたので、その結果について委員長より報告を求めます。

○予算特別委員長（小鹿重一君） 予算特別委員会の審査の結果について報告します。

去る3月6日、平成30年第1回定例会の初日に予算特別委員会に付託された議案第11号から議案第17号までの平成30年度各会計予算7案について、3月6日及び7日の2日間にわたり慎重に審査を行いました。

その結果、平成30年度蓬田村一般会計予算外6案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（藤田修一君） これより議案に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第11号平成30年度蓬田村一般会計予算（案）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成30年度蓬田村学校給食センター特別会計予算（案）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成30年度蓬田村国民健康保険特別会計予算（案）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成30年度蓬田村簡易水道事業特別会計予算（案）を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成30年度蓬田村介護保険特別会計予算(案)を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○議長(藤田修一君) 起立多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成30年度蓬田村宅地造成事業特別会計予算(案)を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成30年度蓬田村後期高齢者医療特別会計予算(案)を採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立5名)

○議長(藤田修一君) 起立多数です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第18号 蓬田村副村長の選任につき同意を求めることについて

○議長(藤田修一君) それでは、日程第13、議案第18号蓬田村副村長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。村長。

○村長(久慈修一君) 議案第18号についてご説明を申し上げます。

蓬田村副村長の選任につき同意を求めることについて。

蓬田村副村長に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

記として、東津軽郡蓬田村大字中沢字波返42番地1。

工藤洋一。

生年月日、昭和25年1月13日生まれでございます。

提案理由といたしまして、地方自治法第162条の規定により、副村長の選任について同意を得るため提案するものでございます。

なお、任期につきましては、平成30年4月1日から平成34年3月31日までを予定してございます。

何とぞご同意を賜りますように重ねてお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（藤田修一君） ただいまの出席議員は6名です。

投票に先立ち、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番坂本 豊君及び6番吉田 勉君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（藤田修一君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 念のため申し上げます。本案を可とする諸君は「賛成」、否とす

る諸君は「反対」と記載願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により否とみなすことになっております。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(藤田修一君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票に移ります。

それでは、職員の点呼に応じて順次投票願います。

○議会事務局長(中川 悟君)

1 番小鹿重一議員。(はい。)

3 番森 弘美議員。(はい。)

4 番柿崎裕二議員。(はい。)

5 番坂本 豊議員。(はい。)

6 番吉田 勉議員。(はい。)

7 番木村 修議員。(はい。)

○議長(藤田修一君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。5 番坂本 豊君、6 番吉田 勉君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(藤田修一君) 投票の結果を報告いたします。

副村長の投票結果、投票総数6票。賛成6票、反対0票。

以上のとおり、賛成が全員です。よって、議案第18号は原案に同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

日程第14 発議案第1号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書
案

○議長（藤田修一君） 日程第14、発議案第1号米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書案を議題といたします。

提出者の坂本 豊君より説明を求めます。

○5番（坂本 豊君） 発議案第1号米の生産費を償う価格下支え制度を求める意見書案について、ご説明を申し上げます。説明は要約させていただきます。

生産者米価は前年よりも上昇しているものの、生産費を下回った状態で推移しています。平成27年から28年産米は、「飼料用米」の作付増などにより若干の価格回復が見られるものの、担い手層でさえ経営を維持する見通しが立たない価格水準となっています。

平成22年に始まった「農業者個別所得補償制度」は、生産調整の実効性確保と「直接支払交付金（10アール当たり1万5,000円）」により、稲作農家の経営を下支えする役割を果たしました。しかし、平成26年産米から10アール当たり7,500円に半減され、稲作農家の規模拡大意欲が一気に収縮し、離農も加速し、地域がますます疲弊しています。しかも、平成30年産米から交付金の廃止が打ち出されており、稲作農家の経営の困難に拍車がかかることは避けられません。平成30年からの政府による生産調整の廃止も米価の不安定要因になりかねません。

今こそ、米の不足払いなどで生産費を償う米価下支え制度を確立することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しますので、皆様のご賛同をお願いし、説明を終わります。

○議長（藤田修一君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより発議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第15 発議案第2号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書案

○議長（藤田修一君） 日程第15、発議案第2号種子法廃止に伴う万全の対策を求める意

見書案を議題といたします。

提出者の森 弘美君より説明を求めます。

- 3番（森 弘美君） 発議案第2号種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書（案）についてご説明申し上げます。

さきの通常国会で主要農産物種子法（種子法）廃止法が成立しました。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで稲・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務づけることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域に合った優良銘柄を多く開発し安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきました。

種子法が廃止されていたことにより、これまでの種子法に基づいた都道府県の取り組みが後退することがないように予算措置の確保など、万全な対策が求められています。

あわせて、種子法の廃止で、地域の共有財産である「種子」を民間企業にゆだねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなるようなことも強く懸念されています。

よって、都道府県の予算措置の確保を行うこと及び種子を民間にゆだねることのないよう対策を講じることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を出します。よろしく申し上げます。

- 議長（藤田修一君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより発議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

- 議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第16 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件

- 議長（藤田修一君） 日程第16、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項付託の件を議題といたします。

次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を議会運営委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤田修一君) ご異議なしと認めます。よって、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項を付託することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

閉会するに当たり、村長より挨拶を願います。

○村長(久慈修一君) 平成30年第1回蓬田村議会定例会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、蓬田村の新年度の計画並びにそれに伴う議案及び予算について慎重審議いただきました。また、副村長選任に伴う人事案件におきましては、満場一致の決議を賜りましたこと、感謝を申し上げます。さらには全議案につきましても原案どおり可決いただきましたことを、重ねて感謝を申し上げます。特に、副村長の人事案件につきましては、かねてより村の持続的発展、そして職員の養成、人材育成を考えて提案してまいったものでございます。そのほか施策につきましても、予算審議や一般質問におきまして、まだまだ行政側が行き届かない点があることはご承知のとおりだと思っております。

県内では、小さな村でもそこに行政体がある限り、人が住んでいる限り、安心安全で幸せに生活を築くために鋭意努力しているところがあり、私どももこれに従って邁進しなければいけないというふうに思っております。ともに村民の負託に応えるべくご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、桃の節句も過ぎ、2週間足らずで春分の日ということで春を迎えることとなります。議員それぞれにおかれましては、体調に十分気をつけていただきましてご活躍くださることをご祈念申し上げて、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本議会では本当にありがとうございました。

○議長(藤田修一君) これをもちまして、平成30年第1回蓬田村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時47分 閉会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員